

掛川市規則第 25 号

掛川市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 28 年 3 月 31 日

掛川市長

(別紙)

掛川市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

掛川市消防本部の組織に関する規則（平成17年掛川市規則第126号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中イからセまでを次のように改める。

- イ 救急に関する施策の企画及び調整に関すること。
- ウ 警防訓練の計画に関すること。
- エ 救急訓練の計画に関すること。
- オ 広域消防相互応援等に関すること。
- カ 救急業務に係る医療機関等との連絡調整に関すること。
- キ 救急業務高度化推進計画に関すること。
- ク 応急手当の普及啓発に関すること。
- ケ 消防団に関すること。
- コ 水防団に関すること。
- サ 警報及び情報の連絡に関すること。
- シ 消防用通信施設の運用及び保全に関すること。
- ス 消防水利に関すること。
- セ 消防車両及び機器の整備及び管理に関すること。

第6条第1項第2号に次のように加える。

- ソ 警防業務の安全管理対策に関すること。
- タ 救急業務の安全管理対策に関すること。
- チ その他警防救急業務に関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。